

ハッ場ダム住民訴訟通信-30

07.10.10 発行

第13回ハッ場ダム裁判、立証に向け裁判進行協議へ。

証人尋問に入れるか否か。10月30日(火)午後1時30分開廷。

いよいよハッ場裁判は重大な局面を迎えました。私たち原告は前回の裁判で立証計画メモを提出。証人尋問に入ることを要求いたしました。それを受けて裁判長は第13回裁判で「裁判進行協議」に入るよう指示。さあ山場です。協議のポイントは二つ。

証人尋問に入るか否か。 証人尋問に入った場合、誰と誰を採用するか。

私たちの立証計画は、利水：「減少する茨城県の水需要」嶋津暉之さん、「土浦市の水道問題」柏村忠志さん。治水：「過大な基本高水22000トン」大熊孝さん(新潟大学教授)。環境：「ハッ場ダムの環境破壊」花輪伸一さん(世界自然保護基金日本委員会)。その他、敵性証人として、水需給計画政策責任者、水需給計画検討委員会委員など。

証人尋問に入れれば勝訴の可能性はぐっと大きくなります。入れなければかなり厳しくなることが予想されます。傍聴席を埋め尽くして私たちの強い意志をアピールしましょう。

裁判進行協議は1時間。

原告以外の方は水戸駅前で「水道料金値下げ要求署名運動」をお願いします。

裁判進行協議は原告だけが入れます。終了までの1時間、現在茨城全県で展開している署名運動を水戸駅前で行います。茨城の水余りを県庁所在地の水戸で呼びかけ、市民の関心と署名を獲得し、ハッ場裁判の勝利へ結びつけます。是非ご参加ください。

裁判説明集会は進行協議の結果発表。果たしていかに。

茨城が立証に入るか否かは、1都5県が注目しています。茨城がこの大きな壁を突破すれば、ハッ場裁判全体が勝利へ大きな一歩を踏み出します。私たちは歴史の立会人です。お仲間に声を掛け是非ご参加ください。大きなうねりをつくりましょう。

第3回「ハッ場ダムをストップさせる茨城の会」総会

日時：11月10日(土)午後1時30分

場所：取手市福祉会館

ハッ場裁判この一年の状況と展望：茨城弁護士団

DVD「約束・日本一のダムが奪ったもの」

地元住民との約束をボロ切れのように捨て去った国。徳山ダムのドキュメント

解説：嶋津暉之さん

詳細は後日ご案内いたします。今からご予約いただき是非ご参加ください

ハッ場ダム住民訴訟3周年集会「誰のための公共事業？「政・官・業」癒着の真相」

日時：12月9日(日)午後1時30分～4時20分 場所：水道橋「全水道会館」

・テーマ別報告：弁護士団・各都県報告：茨城は濱田篤信さん 資料代500円

講演「官僚技官 公共事業に依存する官僚達」西川伸一(明治大学教授)

「ダムに負けない村」ハッ場あしたの会シンポジウムは同封ちらしをご覧ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：柏村忠志 濱田篤信

事務局：神原禮二 302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010